

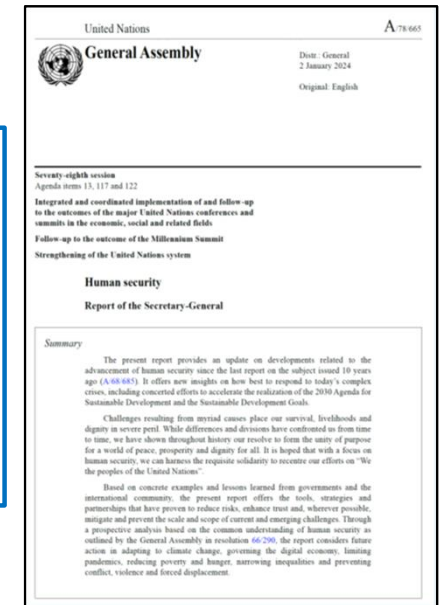
1月26日（NY時間）、グテーレス国連事務総長は人間の安全保障に関する国連事務総長報告を発出（同テーマでの国連事務総長総長報告は10年ぶり4回目）。

1 背景・経緯

- 人間の安全保障に関する国連事務総長報告は過去3回発出（2010年、2012年、2014年）。2010年及び2012年の際は総会決議も採択（2014年はなし）。
- 昨今のSDGsを含む持続的成長の議論の高まりの中、2022年1月にUNDPが特別報告を公表。「新しい時代の人間の安全保障」としてアップデートを試み。
- 本年9月に未来サミットを控える中、国連事務総長は、上記特別報告を受け、改めて加盟国の意見聴取等しつつ、10年ぶり4回目の事務総長報告を発出。

2 同報告の主な内容

- 国名や地域機関名また個別の戦略や取組みの事例を数多く挙げつつ、人間の安全保障が考え方としてだけでなく実際に有用なツールとして機能してきたことを具体的に指摘。
- 気候変動、デジタル技術、保健、貧困と不平等、紛争や暴力等の現在の諸課題への対処において、人間の安全保障に基づくアプローチの重要性が増している旨指摘。
- グローバル・ガバナンスの観点からも、人間の安全保障は、①各国の自国民の生存・生活・尊厳に対するオーナーシップを前提に、②国家間、人々の間、人間と地球の間の「連帯」を高めるツールであることを強調。



<報告書の目次>	
第1章	導入
第2章	各国・地域機関、国連システムにおける実践
第3章	SDGs加速のツールとしての人間の安全保障
第4章	今後の行動のためのフレームワーク
第5章	今後の課題：人間の安全保障の観点から見た展望
第6章	新たな多国間主義に向けて
第7章	今後に向けた提言

人間の安全保障に関する事務総長報告（概要）①

第1章：導入

- 人間の安全保障を取り巻く状況と今次報告の目的を概説。複合的かつ新たな危機に直面する中、人間の安全保障への関心・支持の高まりに言及（2022年UNDP特別報告書、国連機関間作業部会等）。

第2章：各国・地域機関、国連システムにおける実践

- 2012年総会決議を想起しつつ、①人間の安全保障の中身に関する国際社会の共通理解の内容の確認、②各国による人間の安全保障の取組の具体例、③地域機関による取組の具体例、④国連システムにおける取組の具体例、について詳述。

（言及された具体的事例：5ページを使って豊富な実例を詳述）

- 各国：ナイジェリア、モンゴル、バヌアツ、スウェーデン、日本、チリ、エジプト、メキシコ等。
- 地域機関：AU（アフリカ人間の安全保障指標）、太平洋諸島フォーラム（地域安全保障に関するボエ宣言）、アラブ連盟（人間の安全保障を反映した様々な施策）、国連ラテンアメリカ経済委員会（エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス及びメキシコにおける包括的開発計画）、EU（安全保障戦略）等。
- 国連システム：国連人間の安全保障基金を通じた活動や国連常駐調整官（RC）システム改革等。

第3章：SDGs加速のツールとしての人間の安全保障

- SDGsが停滞する中、人間の安全保障は、①分析・評価の枠組みの提供、②リスク分析等を通じた将来見通し（future-proofing）の明確化、③取り残された人々やジェンダー平等への対応、④パートナーシップの拡大と資源のプール等において重要な役割を果たす旨指摘。
- 上記④については、国連人間の安全保障基金に基づく個別案件が多様なパートナーからの大規模な資金動員に繋がったに事例に触れつつ、人間の安全保障が大規模・長期的な資金確保の上でも重要であることを強調。

第4章：今後の行動のためのフレームワーク

- 人間の安全保障が、①具体的取組を行う現場のリアリティと国家、地域、国際社会のダイナミズムの間のリンク、②国際社会の複合的危機の対処において個別の取組が陥りがちな盲点の特定と全体的整合性の確保、③多様なステークホルダーとのパートナーシップ・参画の促進、④世代間、社会観、人類と地球の連帯（solidarity）の強化において、極めて有用な枠組みであることを実例を挙げつつ強調。

人間の安全保障に関する事務総長報告（概要）②

第5章：今後の課題：人間の安全保障の観点から見た展望

- 国際社会が直面する様々な課題に取り組む上で、人間の安全保障が、①脅威の評価、②盲点の特定、③それぞれの具体的取組の整合性の確保、④直近の危機への対応と長期的視点との統合、⑤各プレイヤー間の連帯の強化の面で極めて重要な役割を果たし得ることを強調。
- 特に、①気候変動・生物多様性・汚染（含：仙台フレームワーク）、②デジタル技術、③パンデミック・保健、④貧困・飢餓・不平等、⑤紛争・暴力・難民について人間の安全保障の役割について具体的に例証。

第6章：新たな多国間主義に向けて

- 国際社会が変容のプロセスにある中、強固な多国間システムの構築がカギであること、国連中心の新しい多国間主義が必要であることを、その下で「責任と負担の公平な分配」「国際社会の実際の状況の反映」等を実現していくべきであることを強調（注：グテーレス事務総長が自身のスピーチ等で強調してきた論点）。
- 特に、①グローバル・ガバナンス（含：国際金融機構の改革、デジタル分野のルール形成と監視のための新たなメカニズム構築）、②各プレイヤー間の連帯、③必要なデータの収集と効果的なモニタリングのための枠組みの必要性（含：国連システム内でのデータ共有メカニズムの構築）を強調。

第7章：今後に向けた提言

- 人間の安全保障は、国連にとって「概念」としてだけでなく具体的取組に当たっての「実践的なフレームワーク」（operational framework）を提供するものであることを改めて強調。
- また、人間の安全保障は、①平和と安全、②開発と人権を統合することで、SDGs達成に向けたあらゆるレベルの統合的アプローチを可能とすること、人間の安全保障の価値はますます広く認知され高まっている旨強調。
- その上で、以下を総会に対して提言。
 - アプローチとして、①人間の安全保障及び2012年総会決議で定める理念（principles）の有用性と価値の「再」確認、②各国の自国民の生存・生活・尊厳確保に対する一義的責任とオーナーシップの「再」確認、③人間の安全保障が、人々の保護と能力強化、さらには国家間、人々間、人間と地球の間の連帯を強化するものであることを確認すべき。
 - 各国は、上記の人間の安全保障のアプローチを採用すべき（encourage）。また、各国に対して国連人間の安全保障基金への財政支援を求める。